

特別区における児童相談所の設置に向けた取組状況

1. 児童相談所設置計画案のモデル的確認作業について

- 2017年6月から、2020年度開設予定の3区(世田谷区、荒川区、江戸川区)と東京都との間で、「児童相談所設置計画案のモデル的確認作業」(以下「確認作業」という。)を行い、3区の調整状況を他の設置希望区にフィードバックしながら、各区で設置に向けた準備を進めている。
- 確認作業では、児童相談行政の体制、施設整備、人材の確保・育成、社会的養護の整備、夜間休日対応など、項目ごとに意見交換を行い、設置計画の内容の確認が行われた。
- また、全区を対象に、虐待対応、非行対応、社会的養護、人材育成、一時保護所、児童相談所設置市事務(小児慢性特定疾病医療費助成、児童福祉審議会など)をテーマとした「勉強会」が開催された。
- 今後は、3区と各所管児童相談所・東京都の所管部署との間で、ケース及び児童相談所設置市事務の引き継ぎを開始する予定である。

※ 確認作業：「別紙1-1・1-2・1-3」、勉強会：「別紙2」参照

2. 児童相談所移管に係る課題の検討について

- 児童相談所移管に係る課題について、「各区課題」、「共通課題」、「都協議課題」に整理し、関係部課長会で検討した「共通課題」及び「都協議課題」に係る対応策を2019年2月にとりまとめた。
- 最大の課題となっている人材の確保・育成については、東京都に加え、近隣区市の児童相談所に区職員を派遣し、研修を行っている。
また、特別区職員研修所では、法定研修の「児童福祉司任用前講習会及び指定講習会」の研修カリキュラムを作成し、2018年度から実施するとともに、「児童心理」や「司法面接」など、児童相談所の設置に向けた専門研修を実施している。

3. 特別区児童相談所の設置に向けた広域調整に係る検討会について

- 児童養護施設等の入所施設や里親、一時保護所の広域的な調整に関する事項を協議するため、2018年5月、「特別区児童相談所の設置に向けた広域調整に係る検討会」を設置し、東京都と協議を行っている。

※「別紙3」参照

4. 児童相談所設置市の政令指定に向けた事前協議について

- 2018年11月から、2020年度開設予定の3区（世田谷区、荒川区、江戸川区）と厚生労働省との間で、児童相談所設置市の政令指定に向けた事前協議を開始した。
- 今後は、厚生労働省との最終的な調整を経て、本年4月を目途に政令指定の申請を行い、本年中には、3区を児童相談所設置市に指定する政令が公布される見込みである。

5. 児童相談体制の検討について

- 目黒区で発生した女児虐待死事案等を受けて、東京都から、東京都と区市町村合同で児童相談体制の検討を行うことについて、2019年1月の区長会に提案があり、了承された。
- 今後は、東京都と検討の進め方等について調整を行い、本年5月から検討を開始する予定である。

※「別紙4」参照